

日本ホウ素・ホウ化物研究会賞規定

[総則]

第1条 日本ホウ素・ホウ化物研究会(以下、本研究会と称する)は、広くホウ素・ホウ化物に関連する科学の基礎と応用の研究を振興し、その発展を願って日本ホウ素・ホウ化物研究会賞を創設する。

[表彰の種類]

第2条 日本ホウ素・ホウ化物研究会賞は、次の各号に掲げる4種類とする。

- 一 最高功労賞
- 二 学術賞
- 三 技術賞
- 四 発表賞 (口頭発表の部、ポスター発表の部)

最高功労賞、学術賞、技術賞は毎年の本研究会の総会の席上で授与する。

発表賞は、毎年の本研究会の発表会の席上で授与する。

[最高功労賞]

第3条 最高功労賞は、本研究会の設立に深く関わり、本研究会の進展に特に貢献した正会員または元正会員に授与する。

[学術賞]

第4条 学術賞は、本研究会会員歴5年以上の正会員または賛助会員代表者であって、ホウ素・ホウ化物に関連する学術研究を行い、その業績が特に優秀な者に授与する。
対象となる研究業績は、本研究会発表要旨に発表されたもののほか、他の学術誌に発表されたものも対象とすることができる。

[技術賞]

第5条 技術賞は、本研究会会員歴5年以上の正会員または賛助会員代表者(代表者を中心とするグループを含む)であって、ホウ素・ホウ化物ならびに関連する科学に関し、技術や製品の開発あるいは工業化などに顕著な業績のあった者に授与する。

[発表賞]

第6条 発表賞は、日本ホウ素・ホウ化物研究会発表会において優れた発表を行った者に授与する。

[表彰件数]

第7条 表彰の件数は、各年につき、次の各号に規定する通りとする。

- 一 最高功労賞 定めない
- 二 学術賞 2件以内
- 三 技術賞 2件以内
- 四 発表賞

口頭発表(ホウ素・ホウ化物の発表)の部 2件以内

ポスター発表(ホウ素・ホウ化物或いは無機化合物の発表)の部 2件以内

[選考委員会]

第8条 日本ホウ素・ホウ化物研究会賞受賞者選考のため、次の各号に掲げる選考委員会を置く。

- 一 最高功労賞、学術賞および技術賞選考委員会
- 二 発表賞選考委員会

最高功労賞、学術賞および技術賞選考委員会委員は、本研究会理事会にて推挙し、会長が指名するものとする。

選考委員会委員長は、委員の互選により選出する。

発表賞選考委員会委員は、日本ホウ素・ホウ化物研究会発表会の実行委員長が指名するものとする。選考委員長は、委員の互選により選出する。

[推薦方法]

第9条 最高功労賞、学術賞および技術賞受賞候補者の推薦者は、次の各号に掲げる規定に基づき、本研究会会長宛てに受賞候補者の推薦書類一式を提出するものとする。

- 一 推薦者は、本研究会会員とする。
- 二 推薦書類一式は、推薦書、推薦理由および業績一覧表とし、推薦書類の書式は、本研究会事務局に請求する。ただし、選考資料として発表論文別刷りや諸活動説明書などを添付することができる。
- 三 提出する書類は電子メールに添付して提出することとする。
- 四 推薦書提出締め切り日は、毎年、ホームページやメーリングリストで周知する。発表賞については、第8条の発表賞に関する規定の選考委員会において受賞者を決定する。

[選考方法]

第10条 最高功労賞、学術賞および技術賞については、本研究会会員より推薦を受けた者の中から、第8条の選考委員によって候補者を選出し、本研究会の理事会において受賞者を決定する。

発表賞については、第8条に規定する発表賞選考委員会において受賞者を決定する。

[改廃]

第11条 本規程は、理事会の決議により改廃する。

[附則]

この規定は、平成30年2月24日の本研究会総会で決定し、同日から施行する。